

# 監査報告書

令和2年5月8日

学校法人 國學院大學  
評議員会 御中

学校法人 國學院大學

監事 稲葉 久雄 ㊟

監事 小林 英夫 ㊟

監事 玉井 浩二 ㊟

私たちは、学校法人國學院大學の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人國學院大學寄附行為第16条の規定に基づき、当学校法人の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含め、当該学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当り、学校法人國學院大學の理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携を取り、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人國學院大學の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。また、同学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上